

今年度も臨時福祉給付金を支給します!!

臨時福祉給付金とは

臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率8%への引き上げによる、所得の低いかたの負担への影響に配慮した臨時的な給付金です。

支給対象者

支給対象者は次の3つすべてにあてはまるかたです。

- ①平成27年度の町民税の均等割が課税されていないかた
- ②生活保護制度などの被保護者でないかた
- ③課税されているかたの扶養などでないかた



支給額

支給対象者1人につき6,000円(支給は1回限り)

※今年度は、基礎年金受給者などの加算措置はありません。

申請手続

基準日の平成27年1月1日に住民登録がされている市区町村が申請先となります。

基準日に皆野町に住民登録されているかたで、支給対象となる可能性のあるかたに対して、8月上旬に申請書を郵送し、8月中旬より受付を行う予定です。申請書が届きましたら必要事項を記入し、返信用封筒にて返送してください。

1月2日以降に皆野町に転入されたかたは、基準日に住民登録のあった市区町村にお問い合わせください。

- 平成27年度は、要件に該当すれば「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の両方を受け取ることができます。ただし、それぞれの申請が必要となります。
- DV(家庭内暴力)被害から皆野町に避難しているかたは、皆野町に住民票がない場合でも申請できる場合があります。お早めにご相談ください。

臨時福祉給付金をよそおった 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意!

町や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

市町村や厚生労働省の職員をかたった不審な電話や、郵便などが届いたら、秩父警察署 ☎24-0110(または警察相談専用電話 #9110)にご連絡ください。



問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233